

ブロック塀等の撤去費補助金制度 (令和3年度からの助成要件を一部改正しました)

地震発生によりブロック塀等が倒壊すると、ブロック塀等の近くにいた人が怪我をしたり、死に至る場合もあります。また、震災後の避難活動や救助活動の妨げにもなる恐れがあります。

そこで、豊川市ではこれらの危険なブロック塀等の撤去工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象となるブロック塀等について

- コンクリートブロック
 - レンガ、大谷石
 - 万年塀、プレキャストコンクリート
- などの組積造の塀等で、道路又は公共施設の敷地からの**高さが1 m以上**のものであり、傾き・ひび割れ等のある危険な塀等。(これらで造られた門柱も含まれます)

対象となる工事について

令和3年度からは以下に記載の工事を助成対象工事として取扱います。

- 豊川市内の道路又は公共施設の敷地に面するブロック塀等の撤去工事のうち、道路面等から突出する部分のすべてを撤去する工事(基礎の立上りを含む)。
※一団の土地に存する助成対象となる塀のすべてを撤去する必要があります。
※敷地造成のために築造された擁壁、土留めであると市が認める部分を除く。
※擁壁、土留めを含めて道路面等からの高さが1 m以上のものは助成対象ですが、擁壁、土留めを除いた部分のすべてを撤去する必要があります。
- 建築基準法第42条第2項に規定される市指定の道路に面するもので、道路後退用地内に存する助成対象ブロック塀等に附属する擁壁、土留めについては、上記によらず、撤去する必要があります(擁壁、土留め部分の撤去費用は助成対象外となります)。

助成金額について

- 下記の①と②の**低い額の2分の1**かつ、**10万円を上限**としています。
- ① 助成対象となるブロック塀等の撤去に要する費用(税抜き)
 - ② 助成対象となるブロック塀等の撤去する長さ(メートル)×1万円

助成に必要な手続きについて

- **工事の着手前**に以下の書類を提出

- ① 補助金交付申請書
- ② 案内図
- ③ 施行前の写真
- ④ 内容を表した図面等(配置図等)
- ⑤ 工事見積書の写し(業者の記名、押印)
- ⑥ 市税等の滞納が無い証明書類

交付決定通知の前に撤去工事を行った場合は、補助金の交付が受けられません。

着手

工事が終わったら

- 以下の書類を提出
- ① 実績報告書
 - ② 請求書又は領収書の写し
 - ③ 着手前、完了後の写真

【お問合せ先】

豊川市役所 建設部 建築課
電話 0533-89-2117

手続きの流れ

※必ず工事着手前に申請して下さい。

補助金交付決定前に着手した場合は、補助を受ける事が出来ませんのでご注意下さい。

申請者	市	必要書類
交付申請	→	①補助金交付申請書 <ul style="list-style-type: none"> 交付申請額について 交付申請額の算出基礎欄の額の低い方の2分の1の額を記入する。 【例】 ブロック塀等の長さ8メートル、見積金額10万円の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 見積金額10万円÷2=5万円 ② (8メートル×1万円)÷2=4万円 上記①、②の額の少ない方が補助金額となるため、この例では②(4万円)が補助金額となります。
		②案内図 <ul style="list-style-type: none"> 住宅地図（インターネットの地図など）、都市計画図
		③施工前の写真 <ul style="list-style-type: none"> 撤去する塀が道路等から1m以上ある事が確認できるもの。 全体を巻尺で測る場合は、全景及び測定点の近景が分かるもの。 ブロックの数で測る場合は、全景及び個数が数えられる程度の近景、ブロック1個の寸法を測定したもの。 塀等の傾き、ひび割れ、欠損等の確認できるもの 擁壁、土留めの部分が含まれる場合は、その高さと残りの塀部分の高さが確認できるもの
		④内容を表した図面等 <ul style="list-style-type: none"> 撤去する塀が確認できる配置図や立面図など。
		⑤工事見積書の写し <ul style="list-style-type: none"> 何m又は何㎡の塀を撤去するか記載してあること。 塀の撤去（補助対象）部分とその他の部分（樹木やフェンスなど）を分けたもの。 申請者宛て施工業者の記名、押印、見積年月日、施行場所が記載してあること。
		⑥市税等の滞納が無い証明書類 <ul style="list-style-type: none"> 資産税課で取得できます。（200円/枚） 申請日より3ヶ月以内に発行されたもの。 申請者住所と工事場所が異なる場合は工事場所の土地、又は工事場所に存する建築物の所有者であることを証明できる書面の写し（申請者と同一名義の土地、建物の登記簿謄本などの写し）
	← 交付決定通知	書類に特に不備が無ければ、申請後、7～10日程度で交付決定通知を発行します。
着手		交付決定前に着手した場合は、補助金は受けられません。
完了報告	→	①実績報告書 <ul style="list-style-type: none"> 完了から30日以内又は2月末日のいずれか早い日までに提出する。
		②請求書又は領収書の写し <ul style="list-style-type: none"> 施工業者が発行したもので、記名、押印があるもの。 申請時の見積書の業者と同一であること。 着手日、完了日の記載があること。
		③着手前及び完了後の写真 <ul style="list-style-type: none"> 撤去前と同方向で撮影すること。
	← 確定通知書	書類に特に不備が無ければ、完了報告後概ね7日以内で確定通知を発行します。
請求書	→	確定通知の日から10日以内に提出すること。（申請者の口座）
	← 支払い	指定された口座に概ね1ヶ月以内に振り込まれます。